

教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令案及び
特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム案（概要）

令和 4 年 6 月
文 部 科 学 省
総合教育政策局
初等中等教育局

1 趣旨

令和 3 年 1 月 25 日に「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」において報告が、同年 1 月 26 日には中央教育審議会において、答申「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」が取りまとめられた。

これらの会議において、特別支援教育を担う教師の専門性の向上を図るため、

- ・教育職員免許法体系に、特別支援学校学習指導要領等を根拠にした、知的障害者である子供に対する教育を行う特別支援学校の各教科等、自立活動、重複障害者等に関する教育課程の取扱いや発達障害を位置付けること
- ・見直した教職課程の内容や水準を全国的に担保するため、小学校等の教職課程同様、共通的に修得すべき資質・能力を示したコアカリキュラムを策定することが必要であること

等が提言された。

この提言を踏まえ、教育職員免許法施行規則第 7 条第 1 項（特別支援教育領域に関する科目の単位の修得方法）等を一部改正し、特別支援学校教諭免許状の修得に当たって含めるべき内容等を規定する。

合わせて、文部科学省の下に令和 3 年 10 月に設置された「特別支援学校を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議」及び同会議の下に設置された「特別支援学校教諭の教職課程コアカリキュラムに関するワーキンググループ」における検討を踏まえ、「特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム」を策定する。

2 概要

（1）教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令案

- ① 教育職員免許法施行規則（以下「免許法施行規則」という。）第 7 条第 1 項の表（特別支援教育に関する科目の単位の修得方法）の備考について、以下のとおり改正する。
 - i) 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目に、各特別支援教育領域に関する自立活動に関する内容を含むこととする。
 - ii) 知的障害者に関する教育の領域における心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目に、そのカリキュラム・マネジメントを含むこととする。
 - iii) 第三欄（免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する

科目)に掲げる科目に、重複障害者及び発達障害者に関する教育を含むこととする。

- ② 高等学校学習指導要領の改訂に伴い、第5条、第9条、第10条及び第65条の8の規定について、「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」に改正する等の措置を行う。

(2) 特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム案

全ての大学の特別支援学校教諭免許状の教職課程で、共通的に修得すべき資質能力として、本コアカリキュラムで示す項目は以下のとおりである。教職課程の各欄の科目に含めることが必要な事項について、「全体目標」「一般目標」「到達目標」として規定している。

i) 「特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム」の作成の背景と考え方

ii) 特別支援教育に関する科目（1種免許状）

ア 【第1欄】特別支援教育の基礎理論に関する科目

イ 【第2欄】特別支援教育領域に関する科目

- ① 視覚障害者に関する教育の領域
- ② 聴覚障害者に関する教育の領域
- ③ 知的障害者に関する教育の領域
- ④ 肢体不自由者に関する教育の領域
- ⑤ 病弱者（身体虚弱者を含む）に関する教育の領域

ウ 【第3欄】免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目

- ① 発達障害者に関する教育の領域
- ② 重複障害者に関する教育の領域

3 施行日

免許法施行規則の一部を改正する省令案の施行日は令和6年4月1日とする。ただし、2（1）②は公布の日から施行する。